

# 契 約 書 (案)

物品の売買について、買受人 群馬県知事 山本一太 を甲とし、売渡人 \_\_\_\_\_ を乙として、次の条項により契約を締結する。

## (契約の対象となる物品名等)

第1条 契約する物品名、その規格、単位及び単価、並びに納入場所は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 物品名、その規格、単位及び単価

物品名	規 格	単 位	単 価	備 考
A重油	J I S 1種1号 (硫黄分0.1%以下)	1 ヶ	_____ 円	左の単価には消費税額及び地方消費税額を含まない 予定数量 1,573,000ヶ

### (2) 納入場所

病 院 名	所 在 地	備 考
群馬県立心臓血管センター	前橋市亀泉町甲3-12	屋外貯蔵所ほか
群馬県立がんセンター	太田市高林西町617-1	〃
群馬県立精神医療センター	伊勢崎市国定町二丁目2374	〃
群馬県立小児医療センター	渋川市北橘町下箱田779	〃

## (契約期間及び納入期限)

第2条 契約期間及び納入期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 納入期限 発注時において、納入場所となる県立病院長が指定した期日

## (納入及び検査)

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を納入場所となる県立病院の職員に納品書により通知し、甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。

2 乙は、納入した物品の品質を保証するため、毎月1回、成分分析表を各県立病院長に提出しなければならない。

## (代金の請求及び支払)

第4条 乙は、納入した物品を月ごと及び県立病院ごとに集計し、翌月7日までに各県立病院長あてに代金の支払請求をするものとする。

消費税額及び地方消費税額は、売買契約の際の数量（売買代金を請求する際の数量）に第1条の単価を乗じて得た金額に法令所定の税率を乗じた金額（円未満の端数は切捨て）とし、乙から売買代金の請求を受けた際、併せて支払うものとする。

2 各県立病院長は、前項により請求書を受理したときはその日から30日以内に代金を支払うものとする。

## (契約変更)

第5条 「契約期間中の著しい物価変動」等により契約改定の必要があるときは、甲乙両者協議のうえ、変動に準じた改定を行うものとする。

2 前項の「契約期間中の著しい物価変動」とは契約時（変更契約を含む。）と比較して元売仕切価格の2円以上の変動のことを差し、元売仕切価格は株式会社燃料油脂新聞社が発行する燃料油脂新聞で公表される\_\_\_\_\_（乙の指定する元売各社のいづれかを記載。）の「仕切り改定」により確認するものとする。

- 3 「仕切り改定」の対象期間が契約開始月（変更契約を含む。）の1日を始期とする場合、当該仕切り改定額は契約金額に折り込まれていないものとし、「契約期間中の著しい物価変動」の対象期間に含めるものとする。
- 4 前項に基づく契約改定の施行日は、協議の翌月以降とし、前項の協議時に定めるものとする。

#### （契約の解除）

- 第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。
- (1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
  - (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
  - (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
  - (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
  - (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
  - (6) その他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合あっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約単価に年間予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
  - 3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
  - 4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
  - 5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。
  - 6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

#### （談合等不正行為があった場合の解除等）

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。
- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約単価に年間予定数量を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超える存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
  - 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

#### （違約金等の遅延利息）

- 第8条 乙が、第6条第2項並びに前条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

- 第 9 条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。
- 2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

- 第 10 条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(疑義等の決定)

- 第 11 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県病院局財務規程（平成 15 年群馬県病院管理規程第 5 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

以上、契約の証として本証書 2 通を作成し、甲乙記名押印して各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 前橋市大手町一丁目 1 番 1 号  
群馬県知事 山本一太

乙